

◆仙台市の人口

被災前 1,045,986 名 (H22.10.1)
被災後 1,069,995 名 (H26.1.1)

◆被災状況

平成25年 9月 1日現在

○人的被害

死者 907 名
行方不明者 30 名

○物的被害

浸水範囲面積 52 km²
全壊 30,034 棟
半壊 109,608 棟
一部破損 116,046 棟

出典：消防庁災害対策本部 平成25年9月9日発表
「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第148報)」より

位置図



折立5丁目地区の被災状況



緑ヶ丘4丁目地区の被災状況

宮城県仙台市 -折立5丁目地区、緑ヶ丘4丁目地区-

◆復興まちづくりの考え方

- 造成宅地においては、現地再建を基本に宅地復旧を図ることとし、現地再建が困難な地区は集団移転事業を促進

◆調査選定理由

- 折立5丁目地区
内陸部造成地(宅地)における合意形成
- 緑ヶ丘4丁目地区
移転(防災集団移転促進事業)と現地再建(造成宅地)の事業区分



造成宅地滑動崩落緊急対策事業



造成宅地滑動崩落緊急対策事業
防災集団移転促進事業

資料:仙台市HP資料

◆復興まちづくり推進のポイント（初動対応）

- 復興事業の制度設計の検討
被災当時、個人所有である宅地には、宅地復旧事業等の支援策がない。
被災宅地の状況等を把握しながら宅地復旧支援策の検討を進める一方、国等に対し支援等を要望した結果、復興交付金事業等が創設され、その中でも、「宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地滑動崩落防止事業)」をベースにした「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」が創設
また、公共事業実施地区以外の地区に存する被災宅地の復旧において、市独自の助成金制度を創設
- 移転と現地再建の住民意向調査
被災直後に結成された「被災者の会」が自ら意向調査を実施
折立五丁目：現地再建、緑ヶ丘四丁目：移転
- 再建方針の決定
「宅地保全審議会」の意見を踏まえ再建方針を決定
折立五丁目：現地再建、緑ヶ丘4丁目：集団移転と現地再建
- 発災時の初動対応は経験が活きる
岩手・宮城内陸地震（平成20年）に派遣された職員（12名）の初動対応（特に、人との対応）が優れ活かされる
大規模な災害時は、経験の有無が非常に大きいと痛感

3

◆復興まちづくり推進のポイント（計画・事業段階）

- 行政としての基本的な方針
宅地は個人資産のため行政の関与が難しいことから、防災集団移転以外の公共事業の実施にあたっては以下の方針のもと住民対応
 - ・土地の買取等（寄付）はしない
 - ・公共事業実施にあたり境界確定まではしない
- 専門家（行政書士等）の活用
宅地間における境界問題、所有者が所在不明の場合など、事業実施において様々な問題解決のため、弁護士、行政書士などの専門家の意見を活用
- 市独自の助成金制度
宅地被害が甚大であるため、所有者等の負担軽減を図ることを目的に、公共事業実施地区以外の地区を対象に、市独自の支援事業を創設し宅地復旧費用の一部を助成し支援
- 住民との対話を考慮した相談窓口の開設
震災後、宅地復旧費用についての支援要望、宅地復旧の方法など様々な相談が多く寄せられたことから相談窓口を開設

4

◆復興まちづくり推進のポイント（総括）

○復興事業への国に対する働きかけ（新たな事業の創設）

○専門家の支援による復興方針

○個人資産に対する行政関与のあり方と第3者の活用

○公平性を保つための独自支援制度の創設

⇒ 所有者の負担軽減のため独自支援制度の創設